

公益財団法人日本バスケットボール協会 スポーツ仲裁規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という）において、スポーツ団体に対してスポーツに関する紛争の迅速かつ適切な解決に努めることを求めたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第29条の4の趣旨を踏まえ、バスケットボール競技に関する紛争について、迅速かつ適切に解決することを目的とする。

第2条（公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構へのスポーツ仲裁の申立）

次に定める事項につき本協会が競技者、審判、コーチ、TO、チーム関係者（以下「競技者等」という）に対して行った決定について、その決定に不服がある競技者等（その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く。）は、当該不服について公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁にて解決の手続きを図ることが出来る。

- (1) バスケットボール競技に関する決定（競技中になされる審判の判定除く。）
- (2) 代表選手等の選考に関する決定
- (3) 当協会裁定規程及び規律規程に基づく処分決定

第3条（適用除外）

この規程は、本協会定款第41条に定める加盟団体および第42条に定める各種の連盟の役職員等に該当しない者には適用しない。

第4条（改廃権限）

本規程の改廃は、当協会理事会の決議による。

第5条（施行）

本規程は、2025年11月12日から施行する。